

## 調査3

# 「単位民児協の組織および活動に関する調査」結果



## 調査3 「単位民児協の組織および活動に関する調査」結果

以下は、全国の単位民生委員児童委員協議会（単位民児協）のうち、回答のあった9,260民児協の回答を集計したもの（平成28年4月1日現在の状況）。

なお、本調査の回答は単位民児協会長に依頼した。それは、設問のなかに行政や社協との連携状況をはじめ、実際に活動を担う委員の視点で評価を行なうべきものが含まれていることから、一定の経験を有し、民児協の意見を代表できる立場にある会長に記入してもらうことが適当と考えたことによる。

### 1. 単位民児協組織の現状

#### (1) 定員

- 全国の単位民児協（以下、とくに必要な場合を除き「民児協」と略。）における委員定数は、「10人～14人」、「15人～19人」の民児協がそれぞれ2割程度で、両者を合わせた10人台の民児協が全体の4割、次いで20人台の民児協が3割弱を占めるという状況であった。
- 民児協の委員定数を政令市・東京特別区・市・町・村の自治体区分別にみた際に注目されるのは町の民児協で、定員が50人以上の民児協が4分の1を超える結果となった。この背景には、民生委員法において、町村は特段の事情がある場合のほかは、その全域をもって一つの民児協とすべきことが定められている（第20条2項）ことがある。しかし、これだけの人数規模になると、たとえば定例会において委員全員が発言し、協議することに困難を伴うなど、適切な人数規模という点で課題もあると考えられる。

図表1 単位民児協の委員定数（自治体区分別）

自治体区分	民児協数	9人以下	10-14人	15-19人	20-29人	30-49人	50人以上	無回答(不明)
全体	9,260	1,082	1,823	1,882	2,566	1,332	398	177
	100.0%	11.7%	19.7%	20.3%	27.7%	14.4%	4.3%	1.9%
政令市	2,061	224	579	527	492	177	23	39
	100.0%	10.9%	28.1%	25.6%	23.9%	8.6%	1.1%	1.8%
特別区	259	0	9	41	106	93	2	8
	100.0%	0.0%	3.5%	15.8%	40.9%	35.9%	0.8%	3.1%
市	5,962	780	1,121	1,192	1,761	807	191	110
	100.0%	13.1%	18.8%	20.0%	29.5%	13.5%	3.2%	1.9%
町	608	14	29	54	141	205	156	9
	100.0%	2.3%	4.8%	8.9%	23.2%	33.7%	25.7%	1.4%
村	230	48	61	46	44	18	6	7
	100.0%	20.9%	26.5%	20.0%	19.1%	7.8%	2.6%	3.1%
無回答	140	16	24	22	22	32	20	4
	100.0%	11.4%	17.1%	15.7%	15.7%	22.9%	14.3%	2.9%

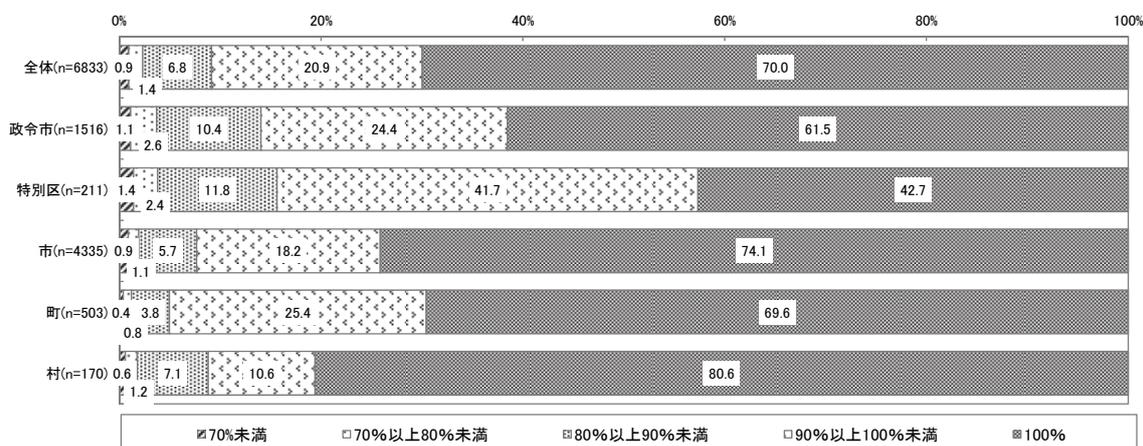
## (2) 現員、定員充足率

- 一方、民児協の現員数については、未記入の民児協も多く、具体的記入のあった民児協のみで集計したところ、定数の場合とほぼ同様の分布となった。
- 記入された定員と現員をもとに、定員充足率を算出したところ、定員充足率100%（欠員なし）の民児協が7割を占めた。全国的に委員の「なり手不足」が指摘されているものの、民児協単位で見ると、全体の7割の民児協では欠員を生じていない状況にあることが明らかとなった。
- 近年、民生委員・児童委員定数に対する欠員率は2%～3%程度で推移しているが、2.5%とすると欠員総数は約6千人であり、全国の民児協総数が約1万数百であることを踏まえると、今回の結果は概ねこれに即した数値といえることができる。
- ただし、自治体区分別にみると、東京特別区では充足率100%の民児協が全体の4割にとどまるなど、地域差が生じるところとなっている。

図表2 単位民児協の委員現員数（自治体区分別）

自治体区分	民児協数	9人以下	10-14人	15-19人	20-29人	30-49人	50人以上	無回答
全体	9,260	792	1,347	1,416	1,986	1,009	319	2,391
	100.0%	8.6%	14.5%	15.3%	21.4%	10.9%	3.4%	25.9%
政令市	2,061	205	443	364	365	129	19	536
	100.0%	9.9%	21.5%	17.7%	17.7%	6.3%	0.9%	26.0%
特別区	259	2	11	41	92	64	1	48
	100.0%	0.8%	4.2%	15.8%	35.5%	24.7%	0.4%	18.6%
市	5,962	538	804	904	1,354	611	145	1,606
	100.0%	9.0%	13.5%	15.2%	22.7%	10.2%	2.4%	27.0%
町	608	9	24	56	122	165	131	101
	100.0%	1.5%	3.9%	9.2%	20.1%	27.1%	21.5%	16.7%
村	230	26	48	40	35	17	5	59
	100.0%	11.3%	20.9%	17.4%	15.2%	7.4%	2.2%	25.6%
無回答	140	12	17	11	18	23	18	41
	100.0%	8.6%	12.1%	7.9%	12.9%	16.4%	12.9%	29.2%

図表3 単位民児協の定員充足率（自治体区分別、無回答を除く）



### (3) 単位民児協が担当する地域の世帯数

- 各民児協が担当する地域（圏域）の世帯数については、都市部と中山間地域などの相違を含め、地域差が顕著に表れている。政令市では「3,000～4,999世帯」、特別区では「20,000世帯以上」が最多である一方、村では「1,000～1,999世帯」が最多となっている。

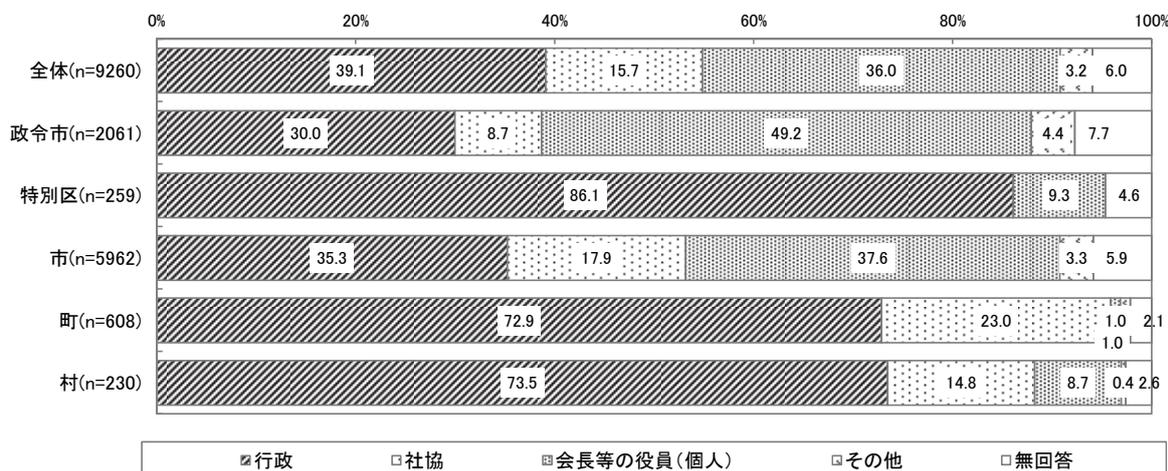
図表4 単位民児協が担当する圏域の世帯数（自治体区分別）

自治体区分	回答数	999世帯以下	1,000～1,999世帯	2,000～2,999世帯	3,000～4,999世帯	5,000～6,999世帯	7,000～9,999世帯	10,000～14,999世帯	15,000～19,999世帯	20,000世帯以上	無回答
全体	9,260	801	1,159	1,259	2,103	1,327	914	573	234	205	685
	100.0%	8.7%	12.5%	13.6%	22.7%	14.3%	9.9%	6.2%	2.5%	2.2%	7.4%
政令市	2,061	44	119	267	613	419	273	120	50	26	130
	100.0%	2.1%	5.8%	13.0%	29.7%	20.3%	13.2%	5.8%	2.4%	1.3%	6.3%
特別区	259	1	1	1	3	5	21	69	60	87	11
	100.0%	0.4%	0.4%	0.4%	1.2%	1.9%	8.1%	26.6%	23.2%	33.6%	4.2%
市	5,962	663	895	858	1,318	770	525	318	104	73	438
	100.0%	11.1%	15.0%	14.4%	22.1%	12.9%	8.8%	5.3%	1.7%	1.2%	7.3%
町	608	23	66	85	131	107	77	58	16	2	43
	100.0%	3.8%	10.9%	14.0%	21.5%	17.6%	12.7%	9.5%	2.6%	0.3%	7.1%
村	230	54	67	37	21	13	9	2	0	0	27
	100.0%	23.5%	29.1%	16.1%	9.1%	5.7%	3.9%	0.9%	0.0%	0.0%	11.7%
無回答	140	16	11	11	17	13	9	6	4	17	36
	100.0%	11.4%	7.9%	7.9%	12.1%	9.3%	6.4%	4.3%	2.9%	12.1%	25.7%

### (4) 事務局

- 民児協の事務局の状況を自治体区分別にみると、政令市では約半数、それ以外の市でも4割近くが「会長等の役員（個人）」が担っているとの回答であり、従前から指摘されている事務局職員不在という課題を裏付ける結果となった。
- 一方、町村は原則その全域で一民児協とされるため、行政や社協が事務局を担う例が多く、町・村とも7割以上で行政が事務局を担っている。
- なお、東京特別区では9割近くを「行政」が担当しているとの結果であった。

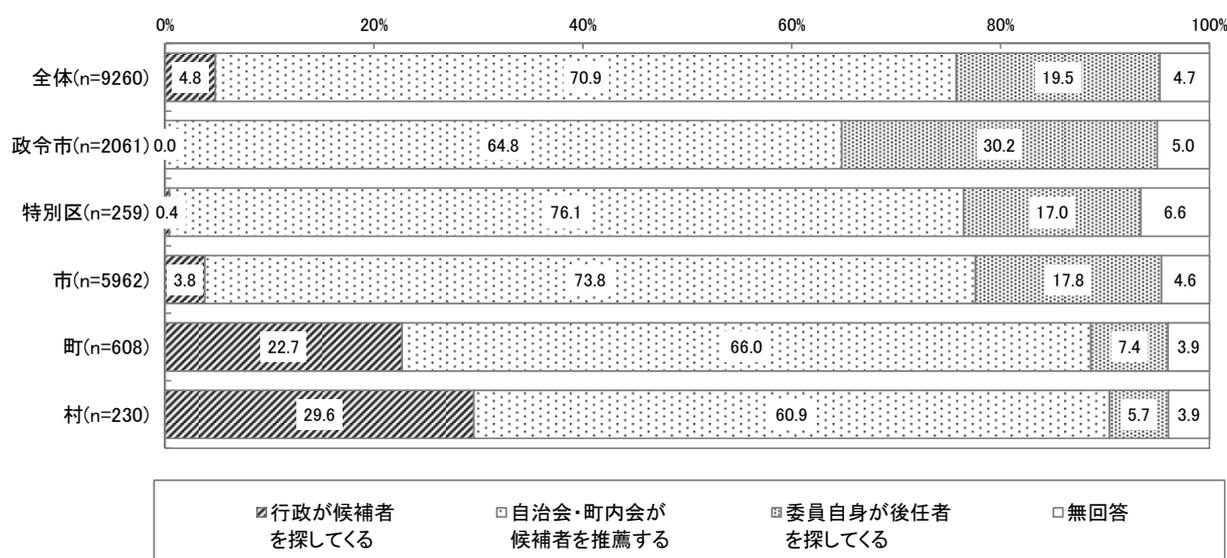
図表5 単位民児協の事務局の状況（自治体区分別）



## 2. 民生委員・児童委員候補者の選任方法

- 民生委員・児童委員の「なり手不足」が指摘されるなか、どのように委員の適任者を発掘、確保するかは全国的な課題となっている。これまで、大部分の地域においては、委員候補者の選任（推薦）は、「自治会・町内会」、「行政」、「（退任予定の）民生委員」のいずれかによることが多いとされてきた。
- 今回、民児協が担当する地域（圏域）において、主にどのように民生委員・児童委員候補者の選任、推薦が行なわれているかを尋ねたところ、自治体区分を問わず、「自治会・町内会が推薦」が最多で7割前後となった。多くの市区町村では一斉改選に際しては、自治会・町内会に次期委員の推薦依頼を行なっていると考えられ、それが反映した結果といえる。
- 「行政による」選任については、政令市・特別区・市ではほとんどみられない一方、町では2割強、村では約3割を数えるところとなっている。町村では地縁関係が比較的強く残っているように考えられるものの、過疎化による自治会等の解散、また住民の高齢化に伴い、地域住民から委員候補者を選任すること自体が困難になっていることなどを背景に、行政が候補者の選任に積極的に関わらざるを得ない地域も少なくないことを表していると考えられる。
- 一方、政令市においては、約3割で民生委員・児童委員自身が（次期の）委員候補者を探している状況も明らかとなった。自治会等がない、加入率が低下、さらには解散などが進んでいることが背景にあると考えられる。

図表6 民生委員・児童委員候補者の主な推薦（選任）方法（自治体区分別）

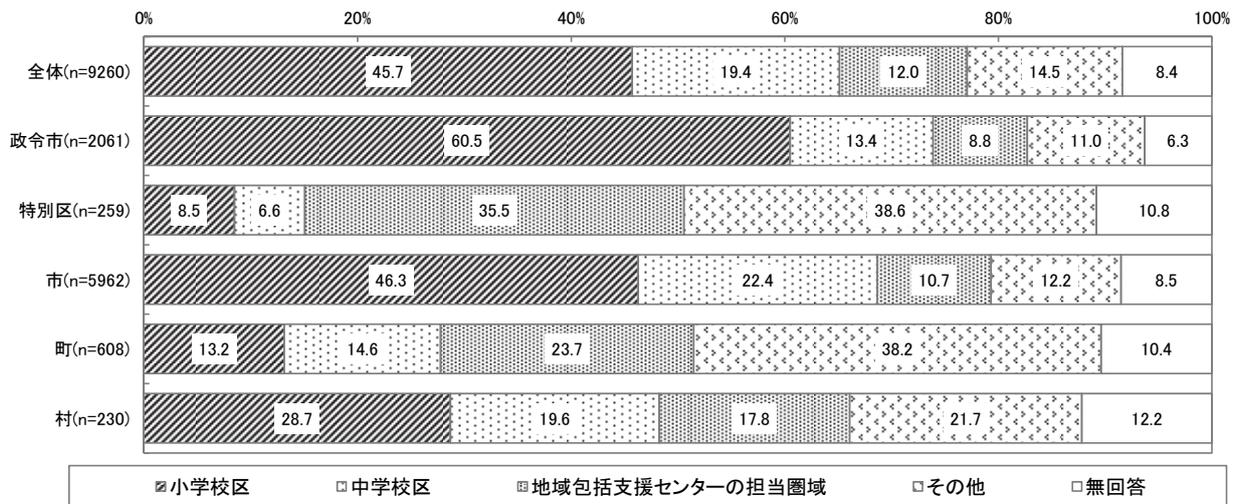


### 3. 単位民児協が活動する地域の状況

#### (1) 担当地域の範囲

- 民児協が担当する地域がどの程度の範囲であるかを尋ねたところ、「小学校区相当」との回答が半数近くであり、「中学校区相当」が約2割となっていた。
- 自治体区部別にみると、東京特別区においては、「地域包括支援センター圏域」との回答が他に比べて多かった。

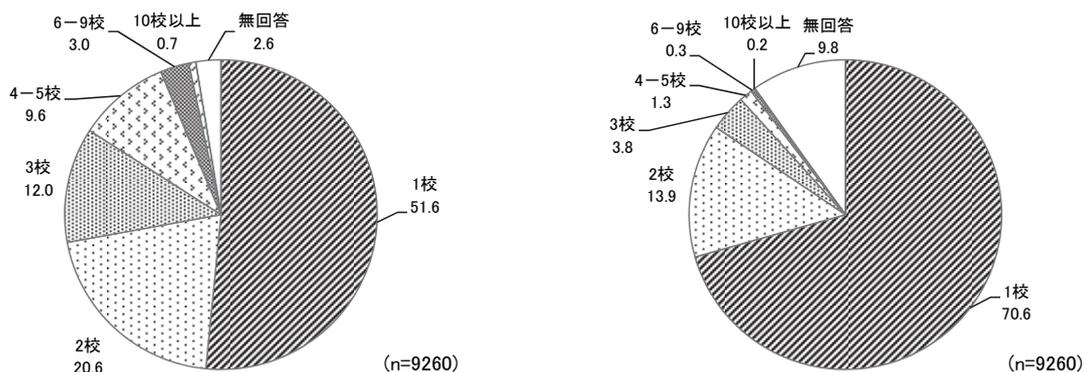
図表7 単位民児協の圏域（自治体区分別）



#### (2) 地域内の社会資源

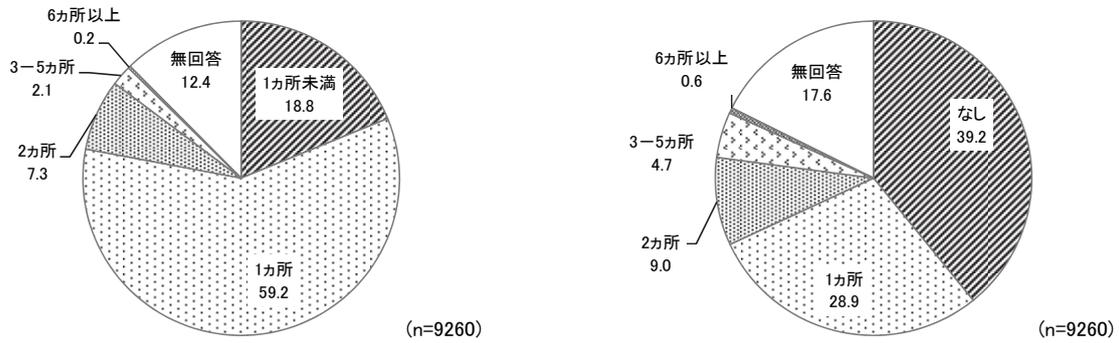
- 民児協が担当する地域内にある社会資源として、「小学校」、「中学校」、「地域包括支援センター」、「入院病床をもつ総合病院」の4つについて数を聞いたところ、「小学校」は約半数の民児協で1校であり、2校ある民児協は約2割であった。「中学校」、「地域包括支援センター」は1校、1か所の民児協が多数であった。
- 地域差が想定された「入院病床をもつ総合病院」については、「ない」との回答が約4割に上った。「医療過疎」といわれる地域が多いことを表す結果といえる。

図表8 単位民児協が担当する地域にある社会資源①（左：小学校、右：中学校）

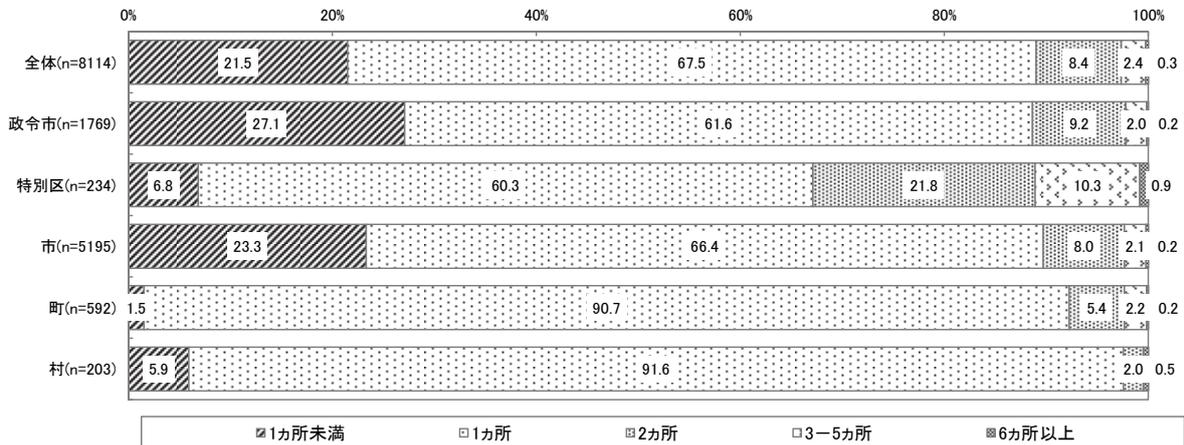


図表9 単位民児協が担当する地域にある社会資源②

(左：地域包括支援センター、右：入院病床をもつ総合病院)

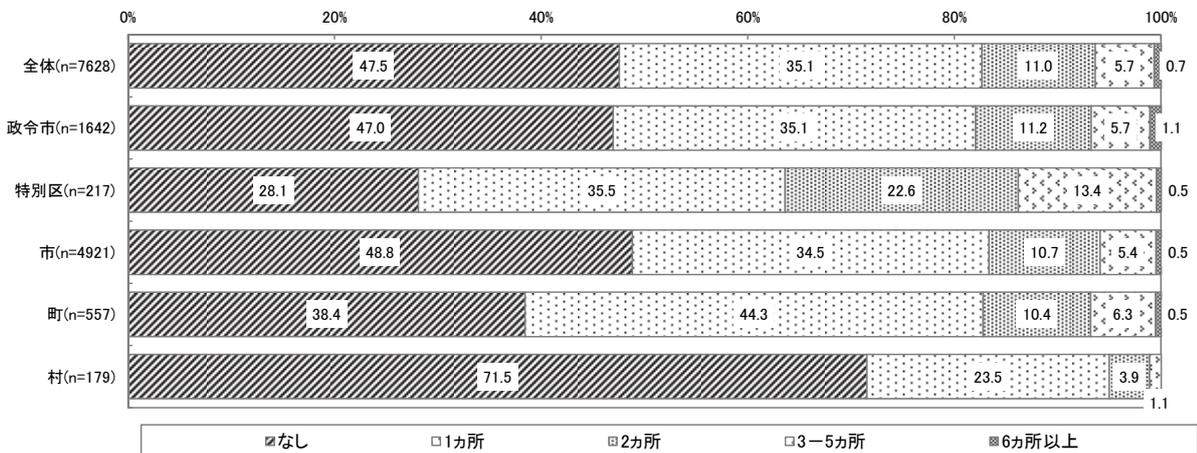


図表10 単位民児協が担当する地域にある地域包括支援センターの数 (自治体区分別、無回答を除く)



注) 地域包括支援センターについては、行政直営で役場内に設置されている場合に、「なし」と回答されているケースが含まれている。

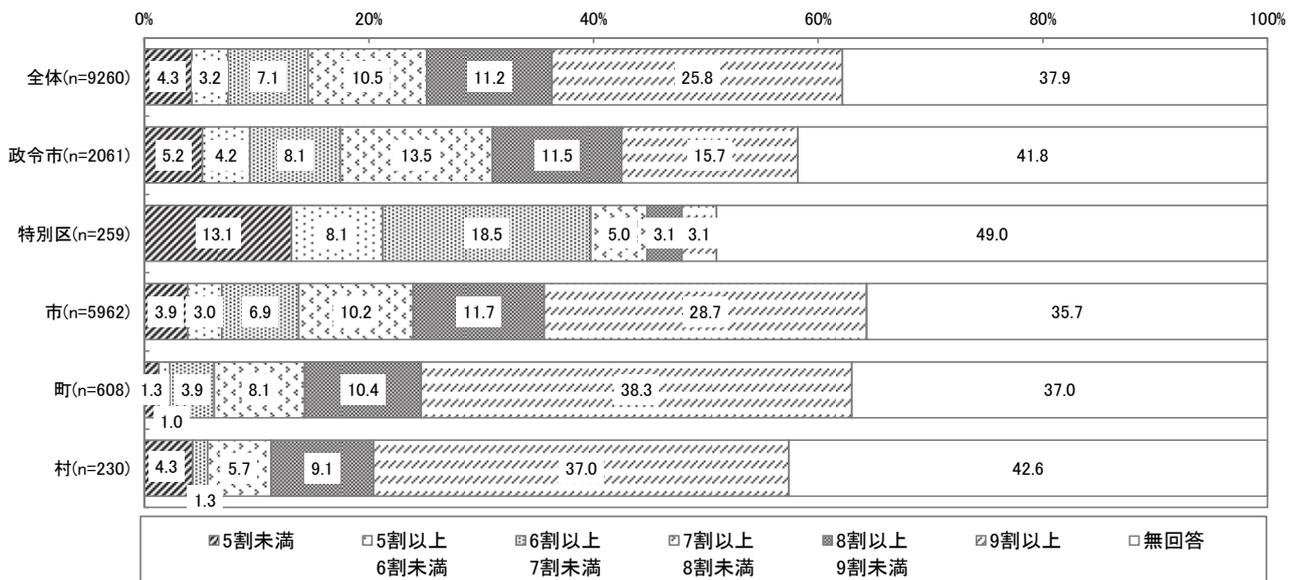
図表11 単位民児協が担当する地域にある入院病床をもつ総合病院の数 (自治体区分別、無回答を除く)



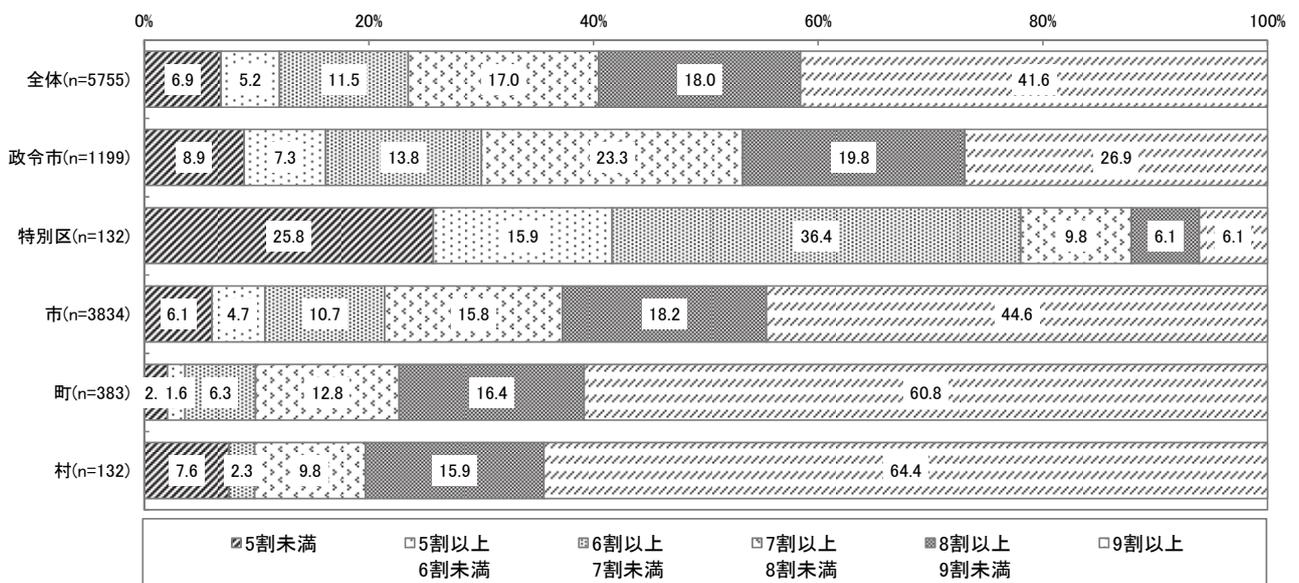
### (3) 自治会・町内会の状況

- 民児協が担当する地域の世帯のうち、自治会・町内会に加入している世帯の割合を聞いたところ、無回答が約4割に上った。単位民児協の会長（もしくは事務局）において、住民の自治会等への加入状況までは把握できていないことがうかがわれる。
- 具体的記入のあった回答のみで集計すると、とくに町村において自治会等への加入率が高い状況となっている。

図表 12 単位民児協の担当地域における自治会・町内会への加入率（自治体区分別）



(無回答を除いた集計)



## 4. 単位民児協による活動

- 地域住民が直面する課題が多様化するなか、民児協の活動も多様化するところとなっている。そこで、民児協が住民向けに実施している活動について、全国的にみられる取り組みを選択肢として提示、実施しているものすべてを挙げてもらった。なお、実施方法としては、①民児協が主催し実施、②民児協と社協等の他団体が共催で実施、③他団体の活動に民生委員・児童委員が参加・協力、の3つを提示し、選択してもらった。
- その結果、民児協主催による実施率が高かったのは「高齢者への訪問活動（友愛訪問等）」、「学校などへの訪問活動」で、前者は約7割、後者は約6割の民児協で実施されていた。他団体の活動への協力（上記の③）が多かった活動としては、「高齢者向けのサロン」、「通学路の見守りなどの（子どもの）安全確保のための活動」、「災害時要援護者台帳の作成や防災マップづくり」などであった。

図表 13 単位民児協による住民向け活動の実施状況

※9,260単位民児協、複数回答

※上段は民児協数、下段は実施率（%）

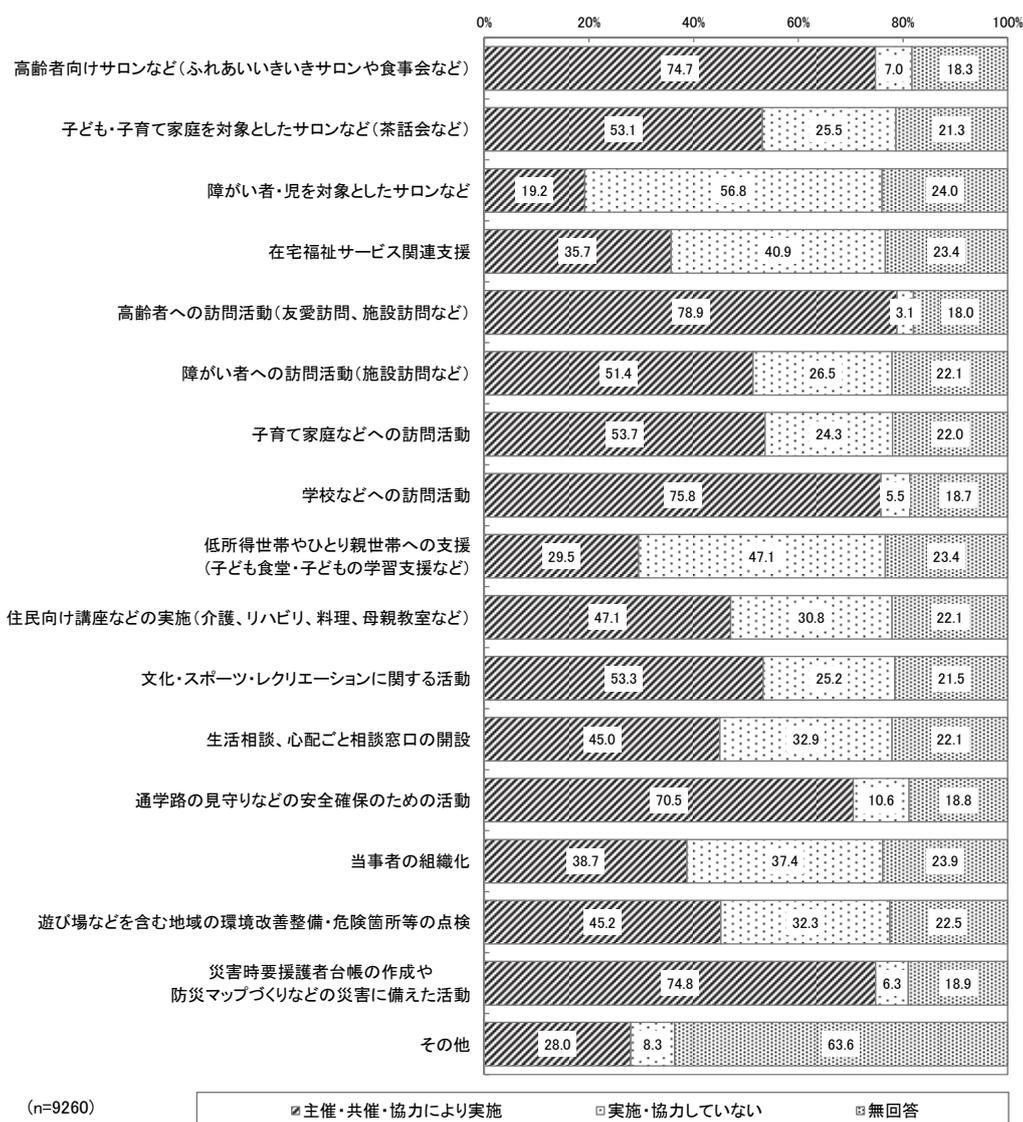
No.	活動内容	民児協主催	他団体と共催	他団体活動に協力	実施なし	未記入（無回答）
1	高齢者向けサロンなど （ふれあいいきいきサロンや食事会など）	1,219	2,491	5,082	898	390
		13.2	26.9	54.9	9.7	4.2
2	子ども・子育て家庭を対象としたサロンなど （茶話会など）	1,497	1,340	2,973	3,016	735
		16.2	14.5	32.1	32.6	7.9
3	障がい者・児を対象としたサロンなど	136	298	1,459	6,398	1,039
		1.5	3.2	15.8	69.1	11.2
4	在宅福祉サービス関連支援 （配食・入浴・外出支援・家事援助などにつながる支援）	478	879	2,501	4,612	956
		5.2	9.5	27.0	49.8	10.3
5	高齢者への訪問活動（友愛訪問、施設訪問など）	6,359	1,494	1,423	370	326
		68.7	16.1	15.4	4.0	3.5
6	障がい者への訪問活動（施設訪問など）	3,286	780	1,434	3,163	841
		35.5	8.4	15.5	34.2	9.1
7	子育て家庭などへの訪問活動	3,350	944	1,660	2,744	801
		36.2	10.2	17.9	29.6	8.7
8	学校などへの訪問活動	5,751	1,175	1,670	703	412
		62.1	12.7	18.0	7.6	4.4
9	低所得世帯やひとり親世帯への支援 （子ども食堂・子どもの学習支援など）	885	591	1,667	5,276	962
		9.6	6.4	18.0	57.0	10.4
10	生活相談、心配ごと相談窓口の開設	1,313	1,189	2,308	3,810	823
		14.2	12.8	24.9	41.1	8.9
11	通学路の見守りなどの安全確保のための活動	1,741	1,836	4,446	1,318	460
		18.8	19.8	48.0	14.2	5.0
12	遊び場などを含む地域の環境改善整備・ 危険箇所等の点検	520	937	3,596	3,543	878
		5.6	10.1	38.8	38.3	9.5
13	災害時要援護者台帳の作成や 防災マップづくりなどの災害に備えた活動	2,429	2,560	3,741	756	457
		26.2	27.6	40.4	8.2	4.9

○ 実施方法（主催、共催、協力）を問わず、民児協としてその活動を行なっているか（= 民生委員・児童委員がその事業に携わっているか）をまとめたところ、実施率が高かったのは、以下の5種類の活動で、いずれも民児協全体の7割を超えた。

- ・高齢者への訪問活動（友愛訪問、施設訪問等） 78.9%
- ・学校などへの訪問活動 75.8%
- ・災害時要援護者台帳の作成や防災マップづくり等の活動 74.8%
- ・高齢者向けサロンなど（あれあい・いきいきサロン等） 74.7%
- ・通学路の見守りなどの（子どもの）安全確保のための活動 70.5%

○ 一方、とくに実施率が低かったのは、「障がい者・児を対象としたサロン」であった。また、「低所得世帯やひとり親家庭への支援」も実施率は低かったが、具体的に示した活動内容は子ども食堂や学習支援といった新たな取り組みであり、逆に3割程度の民児協で実施・協力していると評価することもできる。

図表 14 単位民児協による住民向け活動の実施状況（実施方法を問わず）

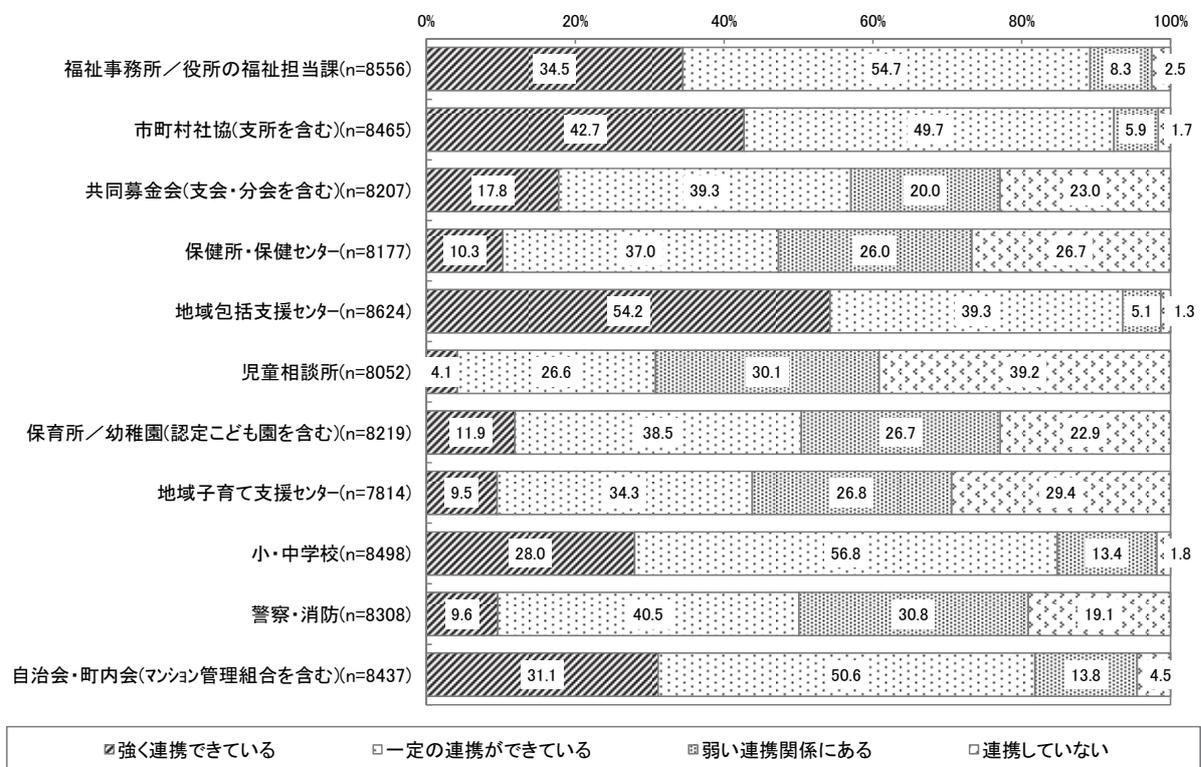


## 5. 関係機関との連携状況

### (1) 連携状況

- 前項にも関係するが、民児協活動は市区町村行政、社協、小中学校等、幅広い関係機関との連携のもとに進められている。これら関係機関との連携状況について聞いたところ、「強く連携できている」との回答が最多であったのは「地域包括支援センター」であり（54.2%）、「市町村社協」、「福祉事務所・役所の福祉担当課」と続いた。
- 一方、「連携していない」との回答は、「児童相談所」が最多であり（39.2%）、「地域子育て支援センター」、「保健所・保健センター」と続いた。「警察・消防」については、約2割の民児協が「連携していない」と回答している。

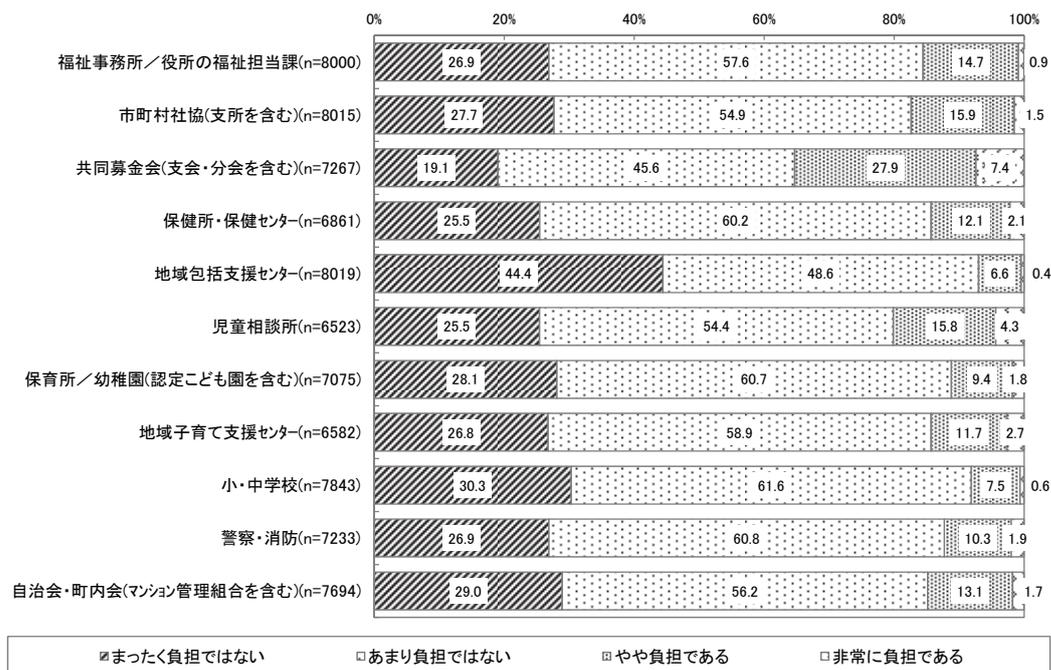
図表 15 単位民児協と関係機関との連携状況（無回答を除いての集計）



### (2) 連携に伴う負担感

- 近年、民生委員・児童委員に寄せられる期待の高まりのなか、関係機関から民児協に寄せられる依頼事項も拡大傾向にあり、それが負担の拡大にもつながっているとされる。そこで、関係機関との連携・協働に伴う負担感を聞いた。「まったく負担ではない」との回答が最多であったのは「地域包括支援センター」であった。
- これまで市区町村行政や社協からの依頼事項が多く、それが負担となっているとの指摘もみられたが、今回の結果では、「まったく負担ではない」、「あまり負担ではない」の合計が、いずれも8割を超えていた。
- 一方、連携が負担である（「やや負担」、「非常に負担」の合計）相手先として最多であったのは「共同募金会（支所含む）」であった。

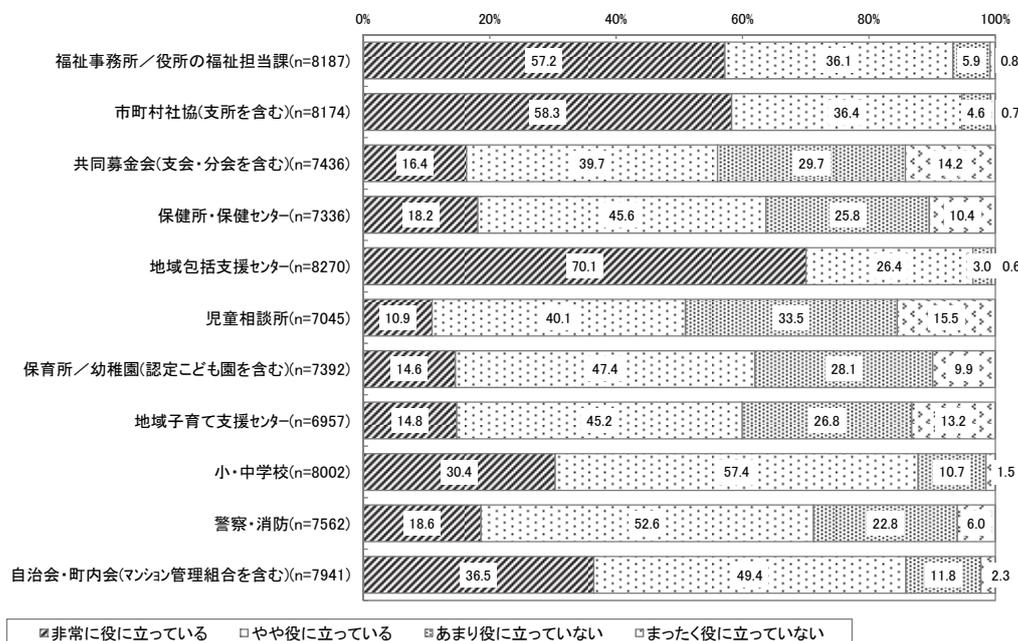
図表 16 関係機関との連携・協働に関する負担感（無回答を除く集計）



### (3) 単位民児協にとっての連携の効果

- 関係機関との連携・協働が民児協にとって有意義か（役立っているか）を聞いたところ、「非常に役に立っている」との回答が過半数であったのは、「地域包括支援センター」、「福祉事務所・役所の福祉担当課」、「市町村社協」であった。
- 一方、「まったく役に立っていない」との回答の上位は、「児童相談所」、「共同募金会」、「地域子育て支援センター」であった。

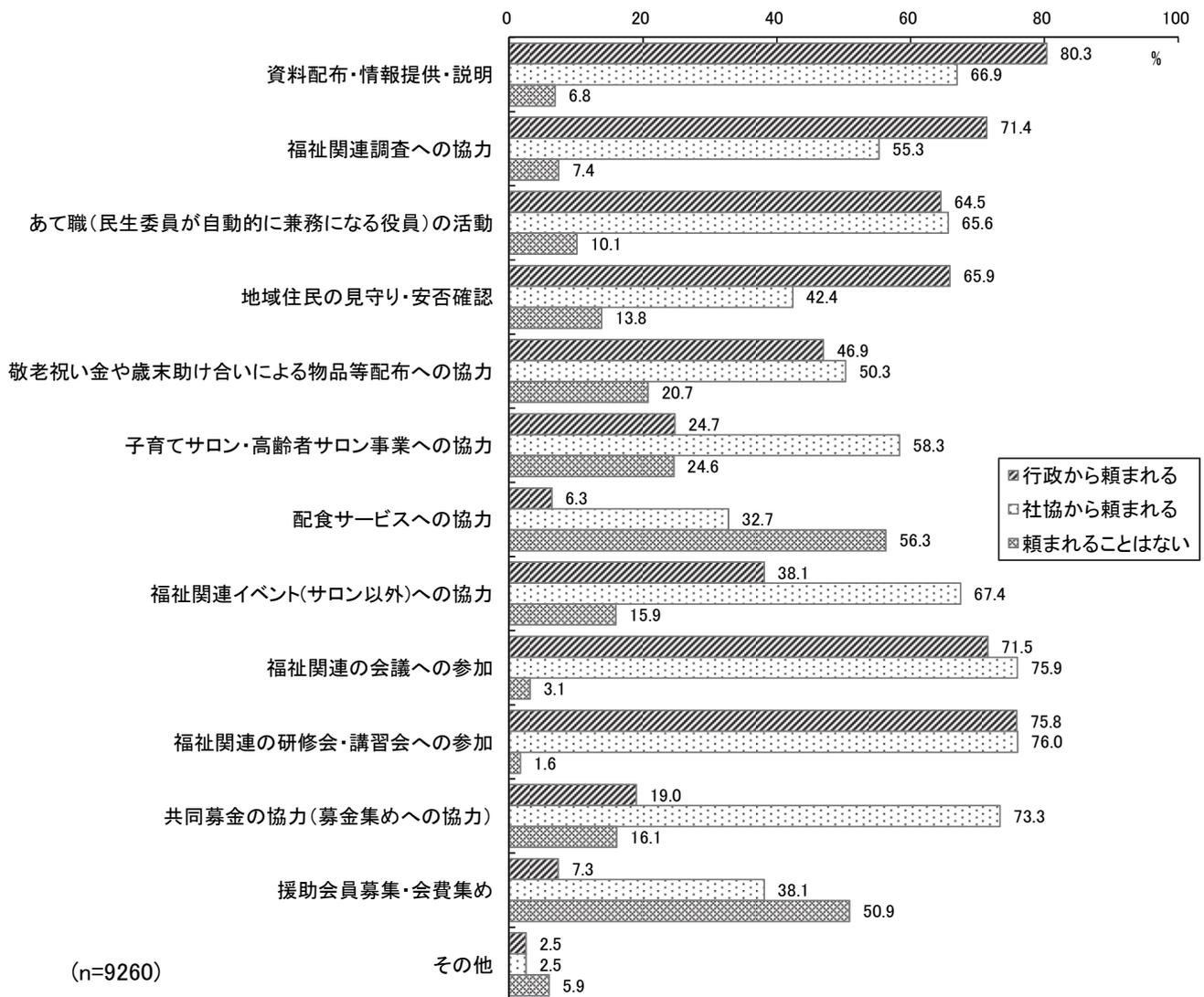
図表 17 関係機関との連携の意義・効果（無回答を除く集計）



#### (4) 行政・社協への協力事項

- 民児協の主要な連携先である市区町村行政や社協からは種々の協力要請があり、それが民生委員・児童委員の負担となっているとの指摘があるが、具体的にどのような事項への協力が依頼されているのか（協力を行なっているのか）尋ねた（複数回答）。行政からの依頼事項で最多であったのは「資料配布・情報提供・説明」（80.3%）であり、次いで「福祉関連の研修会・講習会への参加」、「福祉関連の会議への参加」、「福祉関連調査」がそれぞれ7割超となっていた。
- 社協からの依頼事項では、「福祉関連の研修会・講習会への参加」、「福祉関連の会議への参加」がほぼ同率で最多であった。また、「賛助会員募集・会費集め」も4割近い民児協で協力を依頼されていた。

図表 18 行政・社協からの依頼事項（複数回答）

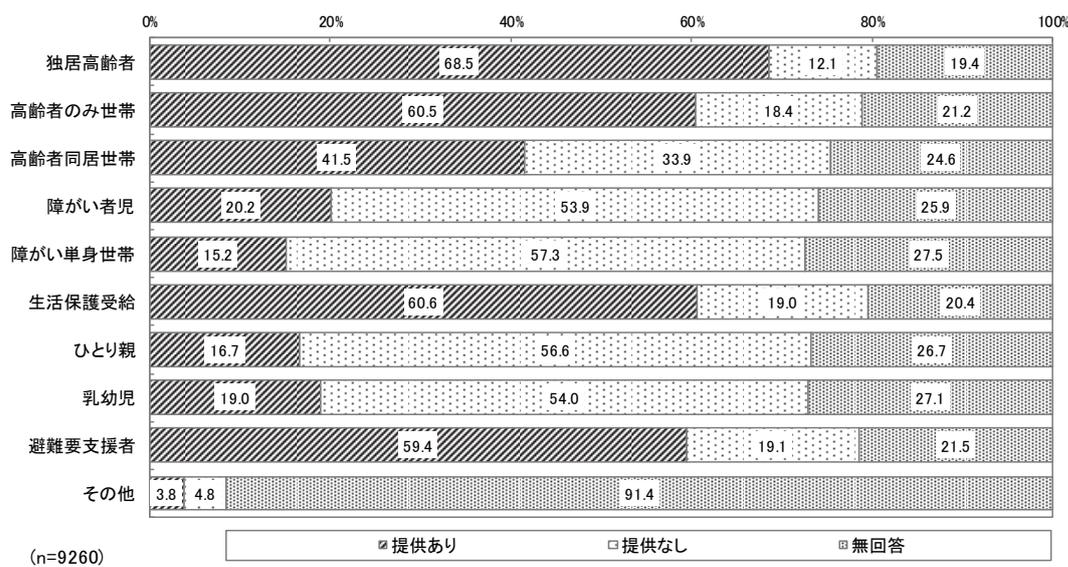


## 6. 市区町村行政からの個人情報の提供状況

### (1) 提供状況

- 近年、市区町村行政から民児協に対して個人情報（世帯情報）が十分に提供されず、民児協活動に支障を及ぼしているとの指摘がある。そこで市区町村行政からの情報提供の現状について尋ねたところ、高齢者、障がい児者、児童、低所得者等、相談支援の対象者ごとに提供状況にかなりの相違があることが明らかとなった。
- 独居高齢者については7割近い民児協が提供を受けているとの回答であり、高齢者のみ世帯、生活保護受給者についても約6割の民児協が提供を受けていた。
- 一方、障がい者の単身世帯、ひとり親世帯、乳幼児については、いずれも提供状況は2割未満であった。
- なお、「避難要支援者」とあるのは災害対策基本法に規定された「避難行動要支援者」であり、発災時に自力での迅速な避難が困難な高齢者、障がい者などが該当するため、それぞれ独立して示した選択肢と重複する対象者も含まれている。

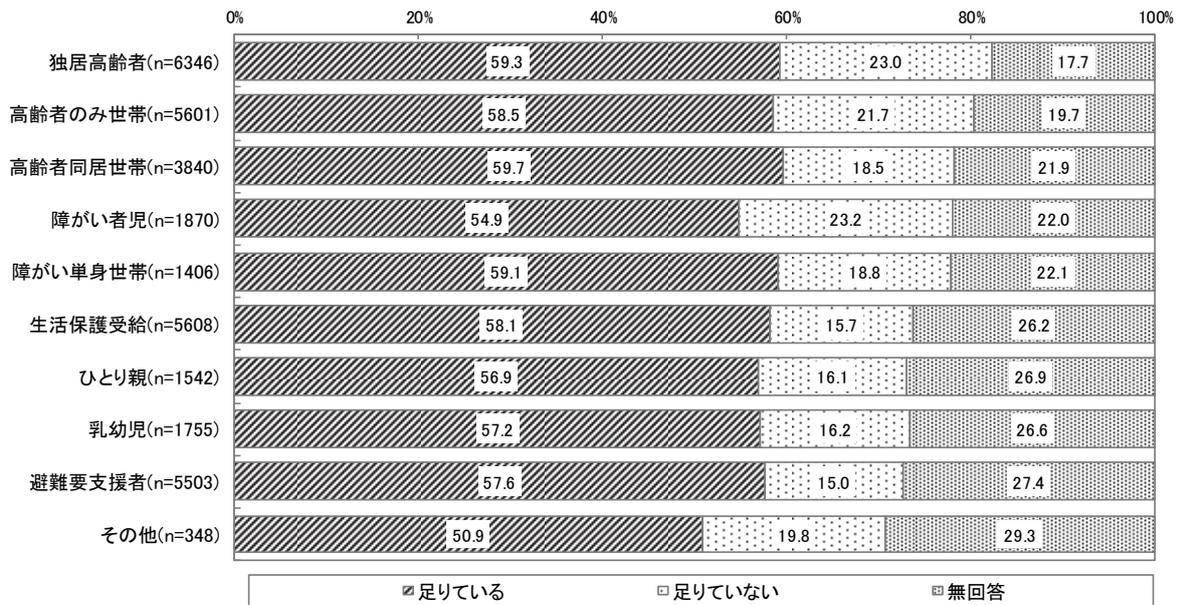
図表 19 市区町村から単位民児協への個人情報の提供状況



### (2) 提供情報に関する充足感

- 情報が提供されている場合であっても、提供される個人情報の内容は市区町村ごとに相違がある。民生委員・児童委員による住民の相談支援活動において提供が期待される情報としては、氏名、住所、電話番号、年齢、家族構成、緊急連絡先、健康状態、経済状況、公的サービスの利用状況などがある。
- 今回、前項で区分した対象者ごとに、市区町村から個人情報が提供されている民児協において、その提供状況（提供内容）が活動に十分なものであるか、その充足感を聞いた。結果、それぞれ6割程度の民児協においては、提供された情報により必要な情報は「足りている」との回答であった（次頁図表 20）。

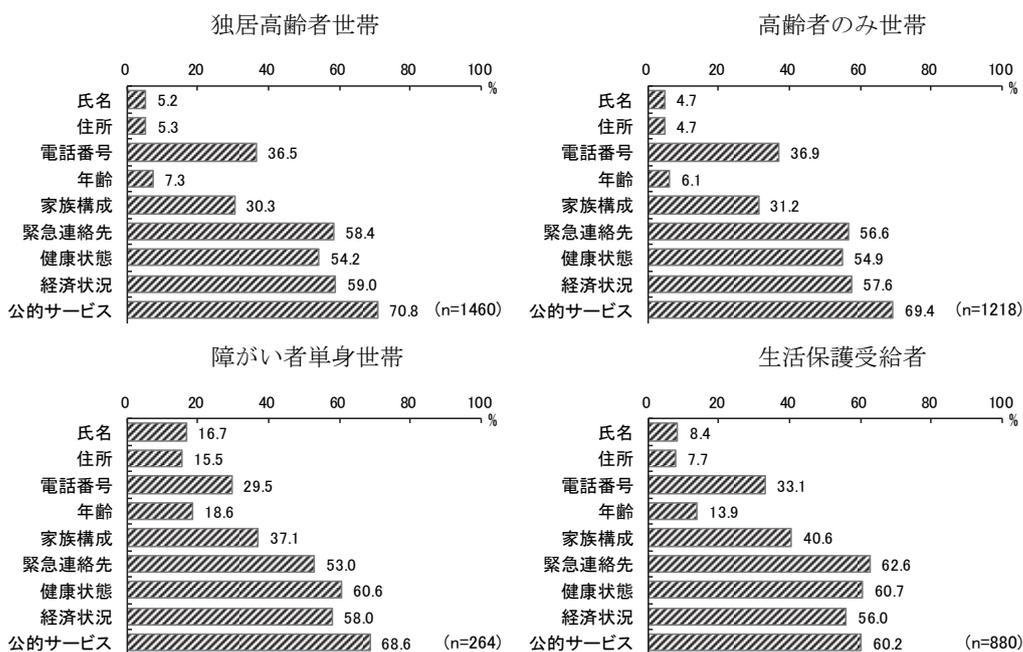
図表 20 市区町村から提供された個人情報に関する充足感



### (3) 不足している情報

○ 前項において、提供されている情報が「足りていない」と回答した民児協においては、どのような情報が不足しているのかを聞いた。高齢者や障がい者等の対象者を問わず、「緊急連絡先」、「健康状態」、「経済状況」、「公的サービスの利用状況」が不足感が高かった。緊急連絡先などは、高齢者等の体調不良、また万が一の場合の連絡先として必要であり、また外見だけではわからない「健康状態」「経済状況」なども見守り活動の対象世帯を考えるうえで重要な情報といえることから、提供の必要性が高いとされていることが考えられる。

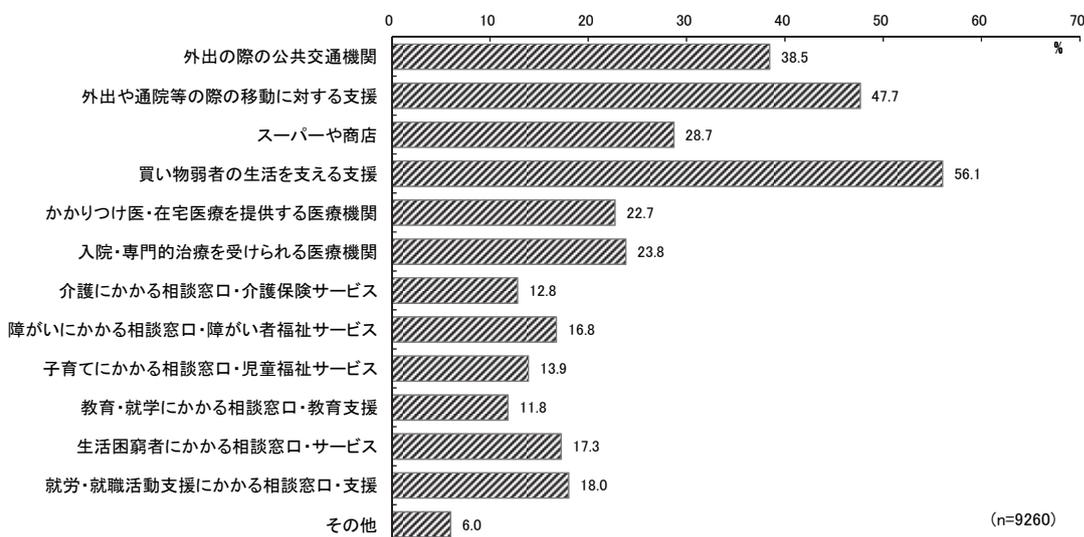
図表 21 不足していると感じる情報（市区町村から一定の情報提供がある民児協、一部対象者）



## 7. 地域に不足していると感じるサービスや社会資源

- 今日、地域住民が直面するさまざまな生活課題、福祉課題への対応のためには、多様なサービスや社会資源が必要となっている。そこで、地域に不足していると感じるサービスや社会資源について尋ねた（複数回答）。
- その結果、最多は「買い物弱者の生活を支える支援」で過半数を超える民児協が指摘した（56.1%）。また、第2位は「外出や通院等の際の移動に対する支援」であった。これらの結果は、各地でみられる小売店やスーパーの閉店、またバス路線の廃止や減便など、生活基盤の脆弱化を反映したものと見える。
- さらに、こうした傾向は政令市や東京特別区よりも一般市町村で強く、町村においては「公共交通機関」とともに「医療機関」の不足も多く指摘された。

図表 22 地域に不足していると感じるサービス・社会資源



図表 23 地域に不足していると感じるサービス・社会資源（自治体区分別）

自治体区分	単位民 児協数	外出の際 の公共交 通機関	外出や通 院等の際 の移動に 対する支 援	スーパー や商店	買 い 物 弱 者 の 生 活 を 支 え る 支 援	か か り つ け 医 ・ 在 宅 医 療 を 提 供 す る 医 療 機 関	入 院 ・ 専 門 的 治 療 を 受 け ら れ る 医 療 機 関	介 護 に か か る 相 談 窓 口 ・ 介 護 保 険 サ ー ビ ス	障 が い に か か る 相 談 窓 口 ・ 障 が い 者 福 祉 サ ー ビ ス	子 育 て に か か る 相 談 窓 口 ・ 児 童 福 祉 サ ー ビ ス	教 育 ・ 就 学 に か か る 相 談 窓 口 ・ 教 育 支 援	生 活 困 窮 者 に か か る 相 談 窓 口 ・ サ ー ビ ス	就 労 ・ 就 職 活 動 支 援 に か か る 相 談 窓 口 ・ 支 援	そ の 他
合 計	9,260	3,562	4,415	2,660	5,191	2,106	2,207	1,188	1,554	1,289	1,097	1,598	1,668	558
	100.0%	38.5%	47.7%	28.7%	56.1%	22.7%	23.8%	12.8%	16.8%	13.9%	11.8%	17.3%	18.0%	6.0%
政令市	2,061	506	762	396	949	396	391	253	368	292	238	303	314	128
	100.0%	24.6%	37.0%	19.2%	46.0%	19.2%	19.0%	12.3%	17.9%	14.2%	11.5%	14.7%	15.2%	6.2%
特別区	259	26	60	24	75	42	42	30	30	34	27	35	27	27
	100.0%	10.0%	23.2%	9.3%	29.0%	16.2%	16.2%	11.6%	11.6%	13.1%	10.4%	13.5%	10.4%	10.4%
市	5,962	2,556	3,067	1,872	3,572	1,409	1,431	791	1,017	856	735	1,111	1,105	358
	100.0%	42.9%	51.4%	31.4%	59.9%	23.6%	24.0%	13.3%	17.1%	14.4%	12.3%	18.6%	18.5%	6.0%
町	608	306	336	226	384	166	223	56	75	53	62	83	143	28
	100.0%	50.3%	55.3%	37.2%	63.2%	27.3%	36.7%	9.2%	12.3%	8.7%	10.2%	13.7%	23.5%	4.6%
村	230	120	125	105	140	63	87	40	42	33	23	48	52	11
	100.0%	52.2%	54.3%	45.7%	60.9%	27.4%	37.8%	17.4%	18.3%	14.3%	10.0%	20.9%	22.6%	4.8%
区分不明 (未記入)	140	48	65	37	71	30	33	18	22	21	12	18	27	6
	100.0%	34.3%	46.4%	26.4%	50.7%	21.4%	23.6%	12.9%	15.7%	15.0%	8.6%	12.9%	19.3%	4.3%